

平成 2 6 年 監 査 公 表 第 8 号

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項に基づき平成 2 6 年度定例監査を実施し、その結果について同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日

扶桑町監査委員 岩 本 幸 松

扶桑町監査委員 矢 嶋 恵 美

1. 定例監査の実施日

平成26年10月30日	福祉児童課、介護健康課
平成26年11月5日	住民課、学校教育課
平成26年11月7日	生涯学習課、文化会館

2. 監査の方法

平成26年度の定例監査は、各監査対象課の所掌する事務事業を重点にまた、財務に関する事務の執行について、定例監査実施日の冒頭に所管の部長から今年度の上半期の執行状況等の報告を受けた後、提出された監査調書及び関係書類を抽出し調査した。同時に関係職員の聞き取りも行い監査を実施した。

3. 監査の結果及び意見

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、意見を付した別紙事項は十分検討され、事務処理の効率化と経費の節減に努められたい。

別紙

1. 住民基本台帳カード発行プリンタ契約書において契約保証金の免除規定で扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号）第35条第1項第6号とあるが契約金額1,053,540円は少額とはいえない。また、契約伺いにおいては同規則第35条第1項第3号とあり相違している。

（住民課）

2. 新生児訪問事業、社会福祉法人等の業務委託契約で施行伺いが起案されていなかった。扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号）に基づいて執行して下さい。

（介護健康課）

3. 各保育園の消毒・剪定業務で各施設度に10万円未満の発注書による分割発注となっています。扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号）に基づいた執行をして下さい。

（福祉児童課）

4. 柏森小学校体育館改修工事設計業務で契約事務取扱カードの監督員の欄が未記載、また監督員通知書（伺い）の日付が未記載、公印承認印がなかった。

扶桑町公共工事の施行に関する事務取扱要綱（平成2年扶桑町要綱第11号）により執行して下さい。

（学校教育課）

5. 体育館においては、体育施設使用料の公金振込に遅延が見られた。

扶桑町出納員等に関する規則（昭和50年扶桑町規則第9号）第6条に基づいた事務処理をして下さい。

（生涯学習課）